

令和元年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和元年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項および第10項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和元年11月12日から同月28日までの間において実日数10日間

方針

令和元年度練馬区監査基本計画に基づき、平成30年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。
- (イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。
- (エ) 消防訓練に係る文書の作成、保存および消防署長への通知が適正に行われているか。
- (オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。
- (カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。
- (キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。
- (ク) 「就学援助事務の手引き」に基づき、学用品、学校給食費等の援助が適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱(平成21年3月31日20練教学庶第2927号)」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金(学校給食費等の学校徴収金)が適正に管理されているか。
- (イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。
- (ウ) 「練馬区立学校事案決定規程(平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号)」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱(昭和53年9月21日練教庶

発第368号)」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

旭丘小学校、早宮小学校、仲町小学校、北町小学校、練馬小学校、豊溪小学校、石神井東小学校、上石神井小学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、大泉第二小学校、大泉東小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校、橋戸小学校、南が丘小学校

(イ) 中学校7校

中村中学校、開進第三中学校、田柄中学校、豊溪中学校、石神井西中学校、谷原中学校、大泉第二中学校

(ウ) 小中教育一貫校1校

小中一貫教育校大泉桜学園

(エ) 幼稚園1園

北大泉幼稚園

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・小学校内学童クラブ直営5か所

早宮小学童クラブ、北町小学童クラブ、大泉東小学童クラブ、大泉東小第二学童クラブ、南が丘小学童クラブ

- ・小学校内学童クラブ委託2か所

大泉第二小学童クラブ、大泉北小学童クラブ

2 監査結果

監査の結果、意見欄に記載する事項を除き、適正に行われていた。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

3 意見

過去の要請および意見の対象となった事務処理に対する措置状況について学校教職員等の勤務管理については、平成27年度および28年度監査において、出勤簿等に係る事務処理に適切さを欠く事例が複数の学校で確認され、教育委員会事務局に対し改善を指導し、意見を提出した。また、学校における消防訓練についても、平成27年度監査において実施結果記録の作成、保管等の不備が複数の学校で確認され、改善を指導したところである。

令和元年度の監査対象校等は平成27年度監査対象校等と同じであるが、勤務管理と消防訓練のいずれについても、過去の監査で改善を指導したものと同様の不備が複数の学校で見受けられた。

具体的には、出勤簿と休暇・職免等処理簿などとの不整合や休暇・職免等処理簿等における鉛筆書き、職免基準欄のチェック漏れが複数の学校で見られた。非常勤職員の出勤簿においては、出退勤時刻、勤務時間の未記入および鉛筆書きが複数の学校で見られた。また、消防訓練については、消防署長への事前通知ならびに実施結果記録書の作成および保存が、複数の学校で行われていなかった。

については、今回の監査対象校等において書類の不備や不適切な処理が繰り返されることのないよう、実効性のある内容で事務改善に取り組まれない。

勤務管理については、現在、教育委員会事務局において教職員出退勤システムの構築に着手しているところである。教職員出退勤システムの構築に当たっては、教職員や管理者の負担を軽減しつつ、関係条例等に基づき適切な勤務管理の徹底が図られるよう努められたい。

教育委員会事務局は、監査対象校等への個別の指導のみならず、所管する全学校等に対しても今回の監査結果（評価結果）を周知・徹底の上、情報共有を図り、全体的な事務改善に向け組織をあげて取り組まれない。（教育振興部）